

各務原市新庁舎建設基本計画策定委員会設置要綱

(平成27年3月11日決裁)

(設置)

第1条 各務原市新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、新庁舎建設に関する事項について検討し、又は協議するため、各務原市新庁舎建設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新庁舎建設に関する事項について検討又は協議を行い、基本計画の案を市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の役員又は職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項の委員の委嘱に当たっては、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。

4 第2項第3号の公募による市民を選任する基準及び方法については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の案を市長に提案する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が特に必要があると認める

ときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定により基本計画の案を市長に提案した日の翌日限り、その効力を失う。
- 3 市長は、この要綱の施行の日前においても、委員会の委員の選任に関し必要な準備行為をすることができる。